

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」への日本語教育についての提言書

平成 30 年 6 月 15 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定されました。以下の基本方針における 26 ページ『4. 新たな外国人材の受け入れ』について、日本語教育を専門とする立場から、次のような問題があると思料します。

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html>

I. (1) ③では「日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有すること」とあるが当初の案にあった N4 という規定が削除されている。このようなあいまいな基準では外国人材に必要な日本語能力は確保できない。また「受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める」とあるが現状では業種ごとの目標言語調査もされておらず、業務上必要な日本語能力水準を規定することは困難である。

日本語能力水準については、日本語教育の専門家の意見を聴取し、介護など業種ごとの具体的で適切な日本語能力の基準を設定する必要がある。更に、各省庁と関係団体が受入れを進めるために恣意的に日本語水準を決めることを防ぐためには、予算措置をして早急に業種ごとの目標言語調査を行う必要がある。

II. (1) ③では「技能実習(3年)を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする」とあるが、現行の制度では技能実習生の日本語能力について介護職種以外は規定がなく、現行の制度で技能実習を修了したものが日本語能力水準を満たしているという保証はない。従って再入国前に日本語能力水準を確認する必要がある。

また、技能実習修了生に日本語試験を免除するのであれば、現行の技能実習制度において技能実習中に日本語研修を義務付ける等、日本語能力の確保を担保する施策が必要である。

III. (2) では「介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国 1 年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み」とあるが介護の質を保つために入国 1 年後に N3 程度の日本語能力が必要だということは過去の検討会や国会審議で既に議論は尽くされている。従って介護の質を担保するためには日本語能力の要件を安易に引き下げることには賛同できない。一方で受け入れた施設側の人的資源確保や来日した人材の雇用継続の観点などから見た場合、在留を可能とする仕組みについて検討することも必要であろう。やみくもに現状の日本語要件を低下させるのではなく、本分野の日本語教育関係者および介護分野の専門家を含め、十分な議論の上、仕組みについて決定されたい。

また、関連した留意事項として、特に、介護の業種では、施設配属後は、日本語教育の講習は義務付けられていないが、専門的な立場から、介護事故を防ぐためにも、受入れ施設や機関が、継続的な日本語教育の機会を提供することを義務付ける必要がある。これにより、日本語力を向上させることは、介護力を上げることにも繋がるという意識化を図ることができる。

IV. (3) では「日本語教育の充実」や「受け入れ環境の整備」の必要性が明記されているが、これらを具体的にどのような形で行おうとしているのか、専門家を交えた議論を行う必要がある。

本日召集される臨時国会においては上記の点について十分な議論をすることを要請します。

平成 30 年 10 月 24 日
看護と介護の日本語教育研究会 幹事会